

将来人口推計等を踏まえた今後の課題と対応の方向性

人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題

(高齢者の急激な増加と高齢化の進展)

都内の高齢者人口(65歳以上人口をいう。以下同じ。)は2030(平成42)年頃まで、75歳以上人口は2035(平成47)年頃まで、全国と同水準のペースで増加するが、2030年代中頃以降、急激に高齢化が進展していくことが見込まれる。特に、75歳以上の高齢者の増加が著しく、今後40年間で都内の75歳以上人口は倍増する。

高齢者人口は、島しょを除く全ての地域で増加するが、将来人口の動きは地域ごとに異なる。2050(平成62)年時点の高齢化率を見ると、特に区部において急速に高齢化が進展していく。また、区部では高齢化の進展の状況にばらつきが大きく、高齢化率が34.2%にとどまる地域もあれば、西多摩、島しょ地域と同水準の42%に達する地域もある。

こうした人口構成の変化に伴い、今後都内では、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加など、福祉サービス等を中心に、膨大な行政需要が発生することが見込まれる。

一方、生産年齢人口(15歳～64歳人口をいう。以下同じ。)はいずれの地域においても減少する。減少幅は全国と比べて緩やかではあるが、区西部や西多摩、島しょ地域では、2010(平成22)年から2050(平成62)年までの40年間で4割以上減少し、税収入等の歳入動向に大きな影響を及ぼすことが想定される。

こうした将来の人口構成の変化に伴い、今後都内では、現在の行政サービス水準の維持・存続が困難となる地域が発生することが想定される。

区部では、人口構成の変化が地域により大きく異なる。

高齢者人口の増加は見られるものの生産年齢人口の減少が抑制される地域(区中央部、区東部)がある一方、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少がともに著しい地域(区西部等その他の地域)があるなど、区部では、地域ごとに人口構成の変化が大きく異なることから、将来の行政需要の規模や対応力には、大きな差が生じる可能性がある。

(高齢者単身世帯と空き家の急増)

生産年齢人口100人に対する年少(0～14歳人口をいう。以下同じ。)・高齢者人口の数を示す「従属人口指数」を見ると、2010(平成22)年時点比で2050(平成62)年は全地域で上昇する。特に区西部、西多摩、島しょ等の地域では、生産年齢人口1人で、年少又は高齢者人口1人を支えていかなければならない社会を迎える。

また、2050(平成62)年時点における都内の総世帯数に占める割合は、高齢者単身世帯が約2割、これにいわゆる「老老世帯」を加えた高齢者のみが居住する世帯が約3割に達する。

高齢者単身世帯数の増加は、都内全域においてみられる傾向であるが、地域ごとに大きなばらつきがあり、特に区部において増加が著しく、区中央部、区西南部、区東部などでは倍増していく。

こうした状況の中、今後は空き家数も増加していくことが見込まれる。2008(平成20)年時点で約75

万戸ある都内の空き家は、約40年後の2050(平成62)年には倍増し、170万戸を超える見通しである。空き家率も全ての地域で上昇し、多くの地域で2割を超え、地域によっては3割近くに達する地域もある。

こうした地域においては、コミュニティの維持・存続が困難となり、地域での見守り機能が弱くなるほか、治安の悪化等をまねく恐れがある。

(東京における少子化の更なる進展)

都内では、転出人口が転入人口を上回る「社会減」による人口減少が見られた時期があったが、平成8年以降は一貫して人口増が継続している。

一方、出生数と死亡数の差である自然増減は、近年、出生数の持ち直しの動きが見られるものの、死亡数の増加に伴い、平成24年には「自然減」に転じている。現在の東京の人口増は、都外からの人口の流入に伴う「社会増」により支えられている。

我が国の出生数は、70年代には200万人を超えていた時期もあったが、現在は103万人と半減している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、出生数の減少傾向は今後も続き、2050(平成62)年には、57万人を下回る見通しである。

一方、都内の出生数は、1970(昭和45)年には23万人にのぼったが、現在は約11万人となり、国全体と同様に半減している。また、合計特殊出生率は、1.13(平成25年)と全国で最下位であり、現在の人口置換水準とされる2.07を大きく下回る状況にある。都内を地域別に見ると、区部が最も低く、以下、市部、町村部(島しょ除く)、島しょ部と高くなる傾向にある。

社会増及び低出生の傾向は、全国の大都市において同様に見られる。

各地域の大都市(札幌、仙台、特別区部、名古屋、大阪、福岡)について、転入超過率(人口千人当たりの転入超過数)の推移を比較すると、いずれの都市においても、近年は転入超過傾向にあり、特に、札幌、仙台、福岡については、特別区部と同水準かそれ以上の転入超過状態にある。

このため、各都市が属する圏域(北海道、東北、関東、東海、近畿、九州)に占める人口シェアを見ると、近年はいずれの都市も増加傾向にある。また、東京(特別区部)、大阪、名古屋の三大都市が昭和60年時点よりも低い水準にあるのに対し、札幌、仙台、福岡では、同年以降一貫してシェアの増加が見られる。同様に、各圏域における大都市の事業所数・就業者数のシェアを見ると、三大都市が横ばい又は1ポイント以内の微増にとどまるのに対し、これらの都市ではいずれも1ポイント超の増加を示している。

また、これら6つの都市ではいずれも、当該都市の属する都道府県と比較して、出生率の水準が低い傾向にある。社会増と低出生は、東京だけではなく全国の大都市に同様に見られる傾向であり、人口も東京一極への集中ではなく、各圏域の大都市への集中が見られる点に留意する必要がある。

このため、人口減少の問題については、「東京対地方」という単純な構図で論ずるのではなく、まずは、東京をはじめとする大都市部において重点的・集中的な少子化対策を実施し、他地域からの人

口流入に依存せずに人口規模の維持・拡大を図るための抜本的方策を講じなければ、国全体の人口減少に対する根本的な解決策にはならないと考えられる。

総人口が減少し、日本経済全体の縮小が懸念される状況下においては、東京はこれまで以上に、我が国全体の人口規模の維持や、経済・産業の発展等をけん引する重要な役割を担っていく必要がある。都及び都内区市町村は、こうした認識を互いに共有しながら、今後の様々な行政課題に対応していく必要がある。

東京の自治のあり方の方向性

今後、東京は、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展といった厳しい環境に直面していく。膨大な人口集積を抱える大都市がこのような社会構造の変化を経験するのは、世界の諸都市にも例がないとも言われている。

全国の他地域と比較すると、東京の人口構造は比較的緩やかに変化していくと推計されている。そのため、危機的な状況が迫っていることについて認識が遅れることも懸念され、都や区市町村は危機意識を共有しながら、将来に向けた対策を適切に行っていくことが重要である。

東京の進むべき方向性を考えるにあたっては、東京と地方が共存し、共に発展していくために、東京がどのような役割と責任を果たしていくことができるのかといった視点も重要である。

一方、世界に目を向けると、台頭するアジア諸都市や人口増加が継続する世界の都市との競争にさらされていく。このような状況の中、東京は、大都市で顕在化する課題に対し、解決への道筋を描き、他の自治体とも連携を図りながら、日本の成長と発展の起点として、日本のみならず世界の大都市のモデルへと進化していくことが必要である。

そのためにも、将来東京が直面することが見込まれる危機的な状況をあらかじめ想定し、厳しい環境にも対応しうる具体的な自治のあり方をただちに検討していかなければならない。

(都内自治体の特徴と多様な地域特性)

都内自治体の人口・面積を全国の自治体と比較すると、人口規模は、町村部のほか、市の成立要件である5万人規模の区市から、指定都市の成立要件である50万人を大きく上回る区までさまざまである。

面積規模については、平均30km²程度にとどまっており、特に区部及びその近隣市域(北多摩地域など)には、市街地が連坦した地域に、小規模面積の自治体が数多く存在している。

また、各地域の特性を見ると、区部は、我が国の政治・経済の中心として、都市機能の高度な集積が見られ、日中には総人口の約9%に相当する約1,170万人の人々が住み、働き、学んでいる。こうした地域特性から、帰宅困難者対策や、保育施設・高齢者施設等の入所待機など、人々が集うことに伴う諸課題が顕在化している。

多摩地域には、都内の森林面積の約67%に相当する約53,000haの広大な森林が存在し、これらの地域資源が維持・保全されることにより、都民の貴重な水源が守られている。また、区部と連坦した市街地に研究機関、高度な技術を持つ中小企業も集積しており、これらの多様な地域資源により都心部における企業の活動や住民の生活を支えてきた。しかし、一部の地域では、既に人口減少が始まっており、こうした地域資源の維持・保全の担い手確保や、地域経済・コミュニティの衰退などが喫緊の課題となっている。

また、島しょ地域は、豊かな海洋・水産資源を有し、日本の排他的経済水域の約38%に相当する広大な海域が、都の島しょ地域により確保されるなど、我が国の国益を維持する上で、非常に重要な地域となっている。一方で、島しょ地域における人口減少は深刻であり、今後、過疎化が進めば、地域産業の衰退はおろか、密航・密輸等の犯罪防止機能の低下も懸念され、我が国の安全保障や治安維持にも影響を及ぼす恐れがある。

今後の東京の自治のあり方を検討するにあたっては、都内自治体や各地域のこうした特性を踏まえる必要がある。

こうした認識のもと、当研究会の中間報告で示した「都と区市町村の役割分担のあり方」、「住民自治(自治の担い手)のあり方」、「効率的・効果的な行財政運営のあり方」の3つの観点から、東京の自治のあり方について検討を行った。

1 都と区市町村の役割分担のあり方

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展といった東京を取り巻く実態を踏まえ、都と区市町村の役割分担のあり方についても当事者間で主体的に議論していく必要がある。

また、今後厳しくなる財政環境の中、行政サービスの提供にあたっては、人々の活動圏を考慮した受益と負担の関係、世代間の受益と負担の公平性といった観点からも、それぞれの自治体における役割の担い方についての十分な議論と、住民への明確な説明が求められる。

(自治体間の役割分担にかかわる新しい動き)

累次の地方分権一括法などにより、都道府県から区市町村への分権の取組が進められている。また条例による事務処理特例制度の活用等によっても、区市町村に対する多くの事務・権限の移譲が進められている。

一方で、社会経済状況等の変化を踏まえた新たな役割分担のあり方も示されている。

例えば、社会保障制度改革国民会議の「社会保障制度改革国民会議報告書」の中では、これまで区市町村の事務と位置付けられていた国民健康保険事業については、財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県とし、さらに地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを視野に入れて実務的検討を進め、平成30(2018)年までに実現すべき、と言及されている。

このような状況を踏まえつつ、事業の性質や各地域が抱える課題等を考慮しながら、今後の都と区市町村の役割分担のあり方についても検討する必要がある。

第30次地方制度調査会答申においては、三大都市圏の市町村において、水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組を促すとともに、小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合に、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも検討が必要とされている。

各自治体においては、基礎自治体間での連携による取組をさらに推し進めるとともに、地域を支え、発展させるための施策を単独で実施していくことが困難となることが予想される場合には、広域的な自治体による事務の補完等についても検討していく必要がある。

その際、都内における今後の人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展を踏まえ、広域自治体として都が、今後どのように対応していくのかについても、検討を行うことが求められる。

(地域特性を活かした役割分担のあり方)

これまで見てきたように、都内区市町村の地域特性や将来の人口動向及び財政環境は、地域ごとにさまざまである。

例えば、区部のように狭小な面積の中で高齢者人口が急激に増加する地域においては、今後、現在以上に高齢者福祉サービスの需給がひっ迫する恐れがある。一方、生産年齢人口が大きく減少していく西多摩地域や島しょ地域などでは、雇用の確保・創出などにより、定住人口をいかに維持していくかが重要な課題となっていく。

一部の自治体が都外の自治体と連携して進めている、いわゆる「保養地型特養」については、施設入所者が住み慣れた地域や家族から切り離されて入所させられる恐れがあることなどを懸念する声もある。しかし、交通網が高度に発達し、地域間の短時間での移動が容易な都内の自治体間による連携であれば、こうした懸念が緩和されるだけではなく、各地域相互の特性や強みを活かして、それぞれの課題を解消する有効な方策の一つと考えられる。

また、千代田区、港区など一部の区では、地方の森林整備や木材の優先利用によるカーボン・オフセットの取組が進められている。こうした取組は、排出側の自治体及び住民による温室効果ガスの排出削減の努力が前提となることは言うまでもないが、大企業や多くの事業所を擁し、我が国の経済活動を支える都市部と、豊かな森林資源を有する多摩・島しょ地域が、互いの強みを活かして課題を解決する方策という点において、都内における自治体間の有効な役割分担の事例の一つとして注目される。

2 住民自治(自治の担い手)のあり方

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展は、地域における自治の担い手という観点からの検討の際にも重要な要素となる。

人口減少に伴う空き家の急増への対応や、高齢者単身世帯の増加による地域での見守り等の必要性の増大といった地域に対する新たな課題への対応が求められる一方で、少子高齢化や地域とのつながりの希薄化などにより、地域の担い手が減少していくことが予想される。

(地域コミュニティと空き家対策)

住民自治のあり方を考える上で、各地域における単身世帯、とりわけ高齢者単身世帯の増加と空き家の急増は、大きな影響を及ぼすと考えられる。

地域コミュニティの希薄化・弱体化が進めば、地域における見守り等の共助機能を低下させ、高齢単身者の孤独死等の未然防止や早期発見が困難となる。また、地域において廃屋等の空き家が増加すれば、犯罪等の事件・事故の温床となり得る。さらには、マンション等の集合住宅における空き家の発生は、元来希薄な傾向にある集合住宅のコミュニティの力をさらに低下させ、災害発生時の助けあいや、適切な更新や建替えに向けた区分所有者間の合意形成等を一層困難なものとする。

このように、地域における世帯構成の変化や空き家の動向は、住民自治を支える地域コミュニティとも密接に関連している。

増加する空き家に対し、法令整備の面からの国や都内自治体による対応が進む一方、空き家を再生するなどして新たに活用方法を見出す事例も都内各所で見受けられる。

都市再生機構(UR)の板橋区高島平団地では、点在する空き室を分散型サービス付き高齢者向け共同住宅に改修し、高齢者支援施設として活用することなどにより、新たな需要の発掘に努めている。また、世田谷区では、(一財)世田谷トラストまちづくりが、区内に空き家を抱える所有者と地域貢献活動の拠点・施設を探す団体とのマッチングを行い、既存空き家を地域交流活性化、地域コミュニティ再生に寄与する施設として活用する取組を推進している。

空き家の急増が避けられない中で、今後はこれらの事例のように、空き家を負の遺産として捉えるだけでなく、高齢者福祉などの新たな需要への対応や、地域コミュニティの振興・発展を図るための資源として積極的に活用していく必要がある。

(多様な地域主体への支援)

町会・自治会の状況を見ると、数値が把握できた33団体全てにおいて、平成15年から平成25年までの10年間における加入率の低下が見られる。また、町会・自治会の役員の平均年齢は、18団体平均で68.2歳となっているなど、地域コミュニティの担い手の高齢化が確認できる。商店街も同様に、加入率の低下や役員平均年齢の上昇が見られ、商店街数も減少傾向にある。

一方、新たな地域の担い手としてのNPOや企業等の活躍が期待される。

認証NPO法人数を見ると、都内では平成25年12月末現在9,288団体がNPO法人として認証されており、首都圏他県の認証数と比較すると東京都の値は突出して多い。また、人口1万人当たりNPO法人数を見ても、全国平均が3.8団体であるのに対し、東京都では7.0団体と高い水準に位置する。こうした都内におけるNPO法人の存在は、今後、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野で新しい自治の担い手として注目される。

また、企業の社会貢献意識も高まっており、都内には、企業の地域に根差した活動を支援する仕組みを整備する自治体もある。

例えば、品川区では賛同企業とともに「しながわCSR推進協議会」を設置し、区も協議会の一員として地域貢献活動の情報提供等を行い、企業と地域住民の協働によるまちづくりを推進している。また、千代田区では、千代田区社会福祉協議会が「千代田ボランティアクラブ」を運営し、企業が地域ボランティア団体や社員の地域ボランティア活動を推進する仕組みを構築している。

こうした状況を踏まえ、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、NPOや企業、ボランティア団体などの地域の様々な活動主体との協力によって、新しいコミュニティの形成を支援していく必要がある。

(参画と協働の推進による自治の担い手の育成)

空き家への対応や地域での見守り等の必要性の増大といった新たな課題に対して、行政だけで全ての住民に対してきめ細やかなサービスを提供していくことは困難である。

区市町村は、住民参画を促す取組を積極的に行うことなどにより、行政活動や地域の課題に対する住民の関心を高めるとともに、協働の機会の増進に努め、住民自らが自治の担い手として一定の役割

を果たすことができるようにしていくことが必要である。

各区市町村においても、様々な住民参画や協働の取組を実施している。当研究会が実施した都内区市町村を対象としたアンケート調査によると、方法や規模はさまざまであるものの、全ての団体において、長期計画等の策定時に何らかの住民参画の取組を実施している。

例えば、立川市、府中市、調布市などでは、行政と住民との協働の観点から、長期計画の策定(改定)の検討の場に庁内公募の若手職員を加えるなど(立川市)、住民と職員の協働により市の将来像について議論を行っている。

また、青梅市では、「市の将来を担う子どもたちの意見を長期計画に反映」させるために、小学5・6年生を対象とした「子ども世論調査」や中学生を対象とした「子ども未来会議」を開催している。

このように、住民参画を単なる意見聴取の機会として捉えるのではなく、行政と住民がともに地域の課題と解決策を考える協働の場として位置付け、また、様々な年代層がそれぞれの課題意識や経験・ノウハウを地域課題の解決に有効に活用し、地域の担い手として活躍できるような環境を整備するなど、各区市町村は、多様な支援策をこれまで以上に積極的に講じていくことが重要である。

3 効率的・効果的な行財政運営のあり方

人口減少、少子高齢化の進展に伴い、各自治体を取り巻く財政環境が厳しくなる中、より効率的・効果的な行財政運営が求められる。

(都と区市町村による主体的検討の必要性)

区部では高齢者数の大幅な増加、市部・町村部では年少人口及び生産年齢人口の大幅な減少など、各自治体の行財政運営に大きな影響を与える状況が今後見込まれる。

特に、人口減少という我が国が直面する大きな課題に対しては、子育て支援等の少子化対策を重点的・集中的に講ずることにより、現に人口が集積する大都市部において、人口減少を食い止めることが、現実的かつ有効な解決策であり、今後都内自治体は、こうした課題にもこれまで以上に的確に対応していく必要がある。

こうした観点から、国においては、大都市における膨大な行政需要や課題にも十分配慮し、これに対応していくための地方財源の安定的な確保に努めることが不可欠であるが、まずは、都及び都内区市町村が連携し、将来の厳しい状況を見据え、主体的に効率的・効果的な行財政運営のあり方を検討していくことが求められる。

(公共公益施設の現況と今後の対応)

行政サービス窓口や福祉施設、学校・図書館などの公共公益施設の分布状況を見ると、地域ごとにばらつきが大きく、総じて区部の方が設置密度が高い。

例えば、公共公益施設の将来の更新需要について、区市町村保有の公営住宅を例にとると、今後の更新需要の7～8割超が、区の所有分(戸数ベース)である。

また、公共公益施設の設置密度は、人口の集積の状況と密接に関連しているが、例えば、人口当

たりの窓口サービス職員の数を見ても、区部は総じて高い水準にあるなど、人口密度を考慮しても、行政サービスの提供密度や水準には地域間のばらつきが存在する点にも留意する必要がある。

今後、公共公益施設の膨大な更新需要への対応はもとより、高齢者人口の急激な増加など人口構成の変化に伴う施設需要の増大にも適切に対応していく必要があるが、公共公益施設の設置状況やサービスの提供状況、今後の行政需要の増加量についての地域間のばらつきなどを踏まえると、特に区部においては、既存の公共公益施設の統廃合や、新規需要に対応するための積極的な用途転用により、建設・更新経費の縮減を図るなど、更なる行財政運営の効率化を進めていく必要がある。

一方、市町村部においては、区部との間の利便性や施設の設置密度の差なども踏まえ、効率化によって利便性の過度な低下等が生じることのないよう、統廃合等はより慎重に検討する必要があるものの、将来の人口減少・高齢化の状況を踏まえると、地域によっては既存の公共インフラの維持そのものが困難となることも想定される。

多摩地域の一部では、既に自治体による財政的支援を得て、生活に必要なバス路線の維持・存続を図っているところもあるが、さらに今後、沿線人口の減少に伴い、こうした状況が一層深刻なものとなることも考えられる。

こうした地域においては、危機的な状況に陥る前に、中長期的な視点にたち、地域機能の集約化や周辺集落とのネットワーク化などの取組を早急に進めていく必要がある。

(行政体制の更なる効率化の必要性和住民への説明責任)

行政体制については、都内自治体ではこれまでも、全国と比べても厳しい職員数の削減を実施してきた。

しかし、各自治体の「内部管理部門」について、人口千人当たりの職員数を見ると、各区市町村の人口規模に応じた全国自治体の平均職員数と比較して、区部、市町村部ともに4割を超える自治体において全国平均を上回る水準となっている。

各自治体を取り巻く将来の厳しい財政環境等を踏まえれば、内部管理部門の更なる見直しによる行政体制の効率化は今後も避けられない課題である。

また、都や区市町村は、行政体制や設置する施設が、効率性や有効性の観点から必要なものであることについて、住民に対して説明責任を尽くす必要がある。

(既存の行政体制の維持・存続にとらわれない早急な見直し)

今後、変化・増大する行政需要に的確に対応し、安定的な行政サービスを提供していくためには、既存の行政体制の維持・存続にとらわれず、早急に見直しを検討していくことが必要である。

そして、各区市町村は、それぞれの地域が迎えるであろう将来の状況を直視し、人口動向や財政環境等の変化により、十分な行政サービスが提供できなくなるなど危機的な状況に陥る前から、合併、共同処理制度の活用、基礎自治体間での相互補完や機能分担等、多様な選択肢について、地域特性や住民意思等を踏まえながら、主体的に検討、判断していく必要がある。

合併及び連携はともに、利用可能な公共施設・サービスの増加などの住民の利便性の向上や、一つの自治体では担いきれない課題への対応がしやすくなることなどの効果が期待されるが、それぞ

れ固有の効果と課題としては、以下のものが一般的に言われている。

<合併により期待される効果>

- 内部管理等の重複部門の整理統合や人員の適正配置等による職員数の削減とそれに伴う行財政基盤の強化
 - 保健・福祉、産業振興等の各専門分野における組織・人員の専門化・充実化による新たな行政課題への対応
 - 行政サービスについての受益と負担の不一致の改善・解消
 - 行政区域の拡大に伴う土地利用等の選択肢の広がりによる、いわゆる「迷惑施設」も含めた公共施設の効果的・効率的な整備・再配置と重複投資の解消
 - 大規模な公園整備や自治体境界をまたぐコミュニティバス運行等、日常生活圏にあわせた行政サービスの充実
- ※ 高度に市街地が連坦した地域において特に期待される効果
- 自治体境界にある駅周辺における市街地再開発や駐輪場整備等における一体性のある都市整備の広域的な実施
 - 帰宅困難者対策などの災害対応における一体的かつ円滑な対応
 - 面積が狭小で市街地が連坦していることに伴う経常経費の高い削減効果

<合併により懸念される課題>

- 広域化に伴い住民等の声が届きにくくなるという懸念
 - 住民サービス・負担水準の統一による一部地域におけるサービス水準の低下・住民負担の増加
 - 地域の伝統・文化、歴史的地名等の喪失の危機
- ※ 市街地が連坦していない地域において特に懸念される課題
- 行政機能が遠くなることによる利便性の低下
 - 周辺部の衰退と中心部との格差拡大
 - 災害対応の観点から合併前の庁舎の統廃合が進まないなどの非効率の残存

<連携により期待される効果>

- スケールメリットを生かした事業の効率化
- 一つの自治体では担いきれない広域的な行政課題等に対応する体制の整備
- 相互利用等による利用可能な公共施設・サービスの増加に伴う住民利便性の向上
- 地域の状況に応じて、個別分野に絞った広域的な対応が可能

<連携により想定される課題>

- 規約の変更等に各構成団体の議会の議決が必要であるなど、迅速な意思決定が困難
- 各首長の姿勢の変化や住民の意向等を背景に主張が対立した場合、構成団体間の意見調整が難航し、事業実施が停滞

(一部事務組合、広域連合)

- 権限と責任が構成団体から一組・広域連合に移行するため住民の声や監視の目が届きにくくなる。

(機関等の共同設置)

- 権限が機関等に移動せず、各構成団体に帰属するものとみなされるため、全ての構成団体の議会に対応する必要があり、手続きが煩雑

(事務の委託)

- 委託団体は当該事務に関して直接責任・権限を持たなくなるため、委託事務実施の結果について、当該委託団体住民に対する責任を負うことができない。

合併・連携それぞれに、メリット、デメリットの両面があることを念頭に、大都市、中山間地域、島しょ地域といった地理的状況、人口規模、人口や産業の集積の状況、地域の連坦、面積など、その地域特有の様々な状況を踏まえ、合併・連携等の多様な選択肢の中で、どのような手段がより有効であるのかについて、具体的なデータ等に基づき、関係自治体間で議論していくことが重要である。

その際、合併については、上記のようなメリット・デメリットに鑑み、効率的、効果的な自治体の行財政運営や行政サービス水準の維持という視点に加えて、合併後の住民の利便性の向上も考慮した上で議論する必要がある。

一方、連携については、広域連携の一層の活用を図る観点から、その活用分野の更なる拡充について検討することも重要であるが、管理部門の増大、住民への説明責任、ガバナンス、意思決定のスピード等についても考慮に入れた上で、真に効果を発揮できる事務処理体制になっているか、検討することも必要である。また、それぞれの連携の仕組みのメリット・デメリットを踏まえ、その特性に留意した活用を図る必要がある。

あわせて、これらの取組が進展し、自治体間における連携が増大していく場合には、既存の体制の維持・存続にとらわれない行政体制のあり方を検討することが求められる。